

広島県告示第五百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 尼池地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号を昭和四十七年三月三十一日広島県告示第二百八十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、三号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号及び九号と同一とする。

豊田郡		郡市・区	
大崎上島町		町	
中野		大字	
洲之戸		字	
田尾浜		地番	
洲之戸		標柱番号	
田尾浜		一一九四番一	標柱二号及び四号
地先里道敷		一一二七番一	標柱一号
一一三二番一		一一三三番一	標柱二号
一一三七番一		一一三三番一	標柱一号
地先里道敷		一一二七番一	標柱二号及び四号
一一二六七番一		一一二七番一	標柱一号
地先里道敷		一一二七番一	標柱二号
一一二五五番一		一一二七番一	標柱一号
一一二五八番一		一一二七番一	標柱一号
地先里道敷		一一二五八番一	標柱九号
一一四八番一		一一二五八番一	標柱九号
地先水路敷地先里道敷		一一四八番一	標柱九号
一一四二番一		一一四八番一	標柱九号
一一四二番一		一一四二番一	標柱九号